

事務連絡
令和8年3月9日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者 } 殿
{ 水道用水供給事業者 }

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室 専門官

水道工事におけるガス管損傷事故の防止について（依頼）

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ガス事業者以外の者が行う建設工事等において、ガス管を損傷するなどの事故が毎年発生していることを受け、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室から、別紙「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）」（令和8年3月3日付経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長通知）のとおり、ガス管損傷事故の未然防止を徹底するよう協力依頼がありました。

つきましては、水道事業者及び水道用水供給事業者におかれましても、水道工事におけるガス管損傷事故の防止及び受注者等への注意喚起を徹底していただくようお願いいたします。

また、ガス管を損傷する等の事故については、ガス漏れ等により重大事故につながる恐れがあるため、引き続きガス管損傷事故について、所定の様式により速やかに国土交通省へ報告するようお願いいたします。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者への周知をお願いいたします。

以上

【連絡先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水道事業課

水道計画指導室 杉本・岸本

TEL：03-5253-8111（内線：34439）、03-5253-8820（夜間直通）

E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp